

■新規 □継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	建設業の若手技術者等の育成について
---------	-------------------

要 望 先	国	
	県	商工労働部労政・能力開発課

要 望 内 容	<p>○ 建設業の若手技術者等の育成に向けた体制づくりについて</p>																							
	<p>【現状と課題】</p> <p>○ 建設業の人手不足は、依然として課題となっております。加えて、若手技術者を確保できても、多くの事業所が人手不足等を理由に、自社で十分な技能教育ができず、技術継承が進まない現状にあります。</p> <p>○ その課題に対応するため、当市では弘前職業能力開発校（以下「開発校」という。）を設置し、夜間において認定職業訓練（短期・長期）を実施することにより、若年技術者等の技術力及び職場定着率の向上を図っております。</p> <p>○ しかし、開発校は、施設の老朽化が著しく、移転等の対応が急務となりますが、移転先の確保に難航しており、このまま施設自体の移転や訓練機能の移転が進まなかった場合、施設の廃止も含めた検討も必要となってきている状況にあります。</p> <p>○ 当市には、県立弘前高等技術専門校（以下「技専校」という。）が設置されておりますが、就職前の訓練生を対象とした昼間の訓練が主体となっており、開発校が対象としている在職中の技術者については、試験対策を目的とした短期訓練は行われているものの、長期訓練は行われていない状況です。また、弘前圏域内の他7市町村にも、現在、建設業を対象とした職業訓練を実施している施設はありません。</p> <p>○ このため、開発校を廃止した場合、当市には、在職者を対象とした長期訓練施設がなくなることになり、それにより、地域の若手技術者等の技術力及び職場定着率の低下が懸念され、ひいては、地元建設業の更なる人手不足や県外流出にもつながる可能性があります。</p> <p>[過去5年間の開発校の生徒数推移] (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長期訓練</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>22</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>短期訓練</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>27</td> <td>17</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>64</td> <td>52</td> <td>50</td> <td>39</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※令和3年5月27日現在</p>		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	長期訓練	29	24	23	22	29	短期訓練	35	28	27	17	6	計	64	52	50	39
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度																			
長期訓練	29	24	23	22	29																			
短期訓練	35	28	27	17	6																			
計	64	52	50	39	35																			



[開発校第一校舎外観]



[開発校第二校舎外観]

【具体的内容】

- 昼間中心に職業訓練を実施している技専校における夜間等の活用、県所有の遊休施設の活用、近隣市町村を含めた広域での施設確保など、今後の当市及び周辺地域の建設業の若手技術者等の育成に向けた体制の確保について、具体的な対応策を検討するにあたり、連携して取り組んでいただくようお願いいたします。

【効果等】

- 各建設業者の人手不足等の状況に影響を受けない、安定した技能教育が確保されることから、高い技術力をもった若手技術者等が増加し、当市及び周辺地域の建設技術者の定着率が上昇し、建設業の経営基盤の安定が図られます。

現在までの主な経過・参考事項

【これまでの県担当課との協議の経過】

- 平成27年度 技専校への機能移転の可否について
→余剰スペースがないため難しいとの回答。
- 平成29年度 技専校への機能移転の可否について
→平成27年度同様の回答。
- 平成30年度 他施設への移転により必要な大規模改修に係る予算確保について
→改修費が膨大であり、補助金県負担分（1/3）の予算確保の確約ができないとの回答。
※改修にあたっては、認定訓練助成事業費補助金の活用を想定。
（国・県・市が1/3ずつ負担。）

担当部課：商工部商工労政課

県の処理方針（商工労働部 労政・能力開発課）

経緯

県では、若手技術者の育成を目的として、県立職業能力開発校を設置し、学卒者を対象とした企業で即戦力になれる実践的な職業訓練を行ってきたほか、在職者を対象とした高度な技能や知識を習得させるための職業訓練を行ってきました。

このうち、弘前市に設置している弘前高等技術専門校には、高卒者を対象とした2年課程の建築システム工学科があり、木造建築施工及び施工管理に関する幅広い専門知識・技能を習得させ、建築産業界のニーズに柔軟に対応できる実践的技能者を養成しております。また、同校で行っている在職者を対象とした訓練では、地元企業の要望や弘前高等技術専門校が有する設備の状況にあわせ、地域の人材ニーズを踏まえた短期間の各種訓練を実施し、現職の業務に必要な技能・技術・知識の向上や資格取得を支援しております。

一方、事業主等が、その雇用する労働者に対して行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法に定められた一定基準に適合しているものとして知事の認定を受けた職業訓練を行う事業主等に対し、訓練に係る経費を補助する等の支援を行ってきました。

処理方針

県としては、引き続き、弘前高等技術専門校での訓練の実施や認定職業訓練を実施する弘前職業能力開発校への補助金の交付等の支援を継続していくことで、中南部地域における若手技術者の育成を促進していきます。

また、令和3年度からの5年間における本県の職業能力開発に係る施策を効果的に実施するために策定した、「第11次青森県職業能力開発計画」に基づき、弘前市をはじめとする地域・関係機関とのネットワーク構築による情報共有を行いながら、本県における地域の産業人材ニーズに即した人材育成の推進に取り組んでいきます。